

多聞荘指定居宅介護支援事業所利用説明書

(重要事項説明書)

契約者に対する当事業所の概要は、厚生省令第39号第4条に基づいて、事業者が説明すべき事項は下記の通りです

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 天摂会
法人の所在地	岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸36番地の1
代表者氏名	理事長 長 島 正 樹
電話番号・FAX番号	(086)952-2526 FAX(086)952-0058

2 ご利用施設

施設の名称	多聞荘指定居宅介護支援事業所
介護保険事業所番号	岡山県指定 3372200067
施設の所在地	岡山県岡山市東区瀬戸町坂根792番地の14
管理者	額 田 歳 也
電話番号・FAX番号	(086)953-0031 FAX(086)953-0012

3 事業所の運営方針

当事業所は、契約者（利用者）要介護状態等となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供するように配慮して行うものとする。

指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。

事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、老人介護支援センター、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めるものとする。

4

4 施設(設備)の概要

事務室 1室	12.1㎡	相談室兼会議室 1室	16.5㎡
コンピューター	2台		

☆ 消防法及び建築基準法にそった設備を配置しています。

☆ 他の設備等は、特別養護老人ホーム内併設のため共用できます。

5 職員配置状況

管理者	1名 (常勤兼務)
介護支援専門員	1名 (常勤)

6 営業日等

営業日・営業時間	毎週 月曜日 ~ 土曜日 午前9時 ~ 午後5時
休日	日曜・祝日 年末年始 (12/31~1/3)

※ 利用者のご希望により、上記以外に営業することがあります。

7 ご利用料金

居宅サービス計画の作成	無 料 (自己負担)
通常の営業区域内については	交通費 無 料
【岡山市、赤磐市、備前市 (東鶴山小学校区)】	
区域界から2km 越す毎	交通費 200円

8 苦情申し立て等

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

解決責任者	額田 歳也	ご利用時間	月~土10:00~16:00
受付担当者	谷田 直実		
ご利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・文書 (郵送等) 苦情受付箱 (1階受付カウンターに設置) ・(086)953-0011 FAX (086)953-0012 ・面接は随時 		

(2) 行政機関その他苦情受付機関

多聞荘第三者委員会 電話番号	岡山市江西学区連合町内会副会長 村田 雍雄 TEL 086-952-2062
岡山県国民健康保険団体連合会 所在地 電話番号・FAX番号	苦情受付担当 岡山県岡山市北区桑田町17-15 TEL 086-223-8811・FAX 086-223-9105
岡山県運営適正化委員会 所在地 電話番号・FAX番号	苦情受付担当 岡山県岡山市北区石関町2-1 TEL 086-226-9400・FAX 086-226-9400
岡山市役所 所在地 電話番号・FAX番号	事業者指導課 岡山市北区大供3丁目1-18 TEL 086-212-1012・FAX 086-221-3010
岡山市役所 所在地 電話番号・FAX番号	介護保険課管理係 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 TEL 086-803-1240・FAX 086-803-1869
赤磐市役所 所在地 電話番号・FAX番号	介護保険課 岡山県赤磐市下市344 TEL 086-955-1116・FAX 086-955-1118

備前市役所	介護福祉課
所在地	岡山県備前市東片上126
電話番号 ・ FAX 番号	TEL 0869-64-1828 ・ FAX 0869-63-4206

9 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、契約者の人権の擁護及び虐待等の防止のために必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、養護者等による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 成年後見制度の活用支援

- (1) 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。
- (2) 成年後見制度に関する相談機関

財団法人 リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター	TEL (086)223-7899
岡山県社会福祉協議会 岡山福祉サービス利用支援センター	TEL (086)226-0470
岡山県社会福祉協議会 岡山高齢者サービス相談センター	TEL (086)224-2525

- (3) 地域福祉権利擁護事業に関する相談機関

岡山市社会福祉協議会	TEL (086)225-4051
------------	-------------------

11 秘密保持等

- (1) 介護支援専門員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) この守秘義務は、契約終了後および従事者が退職後も継続します。
- (3) 前項に拘わらず、居宅サービス計画（ケアプラン）作成のために、他の居宅介護支援事業所、サービス提供事業所、医療機関等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前に利用者の同意を得た上で、情報を提供できるものとします。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス事業者から提供を受けた利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報を主治の医師等に提供できるものとします。

12 個人情報の使用について

- (1) 利用目的
 - ・介護保険における介護認定の申請、更新、又は変更のため
 - ・利用者に関わる居宅サービス計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
 - ・医療機関、福祉事業者、介護サービス事業者、介護支援専門員、保険者（市町村）及びその他社会福祉団体との連絡調整のため
 - ・利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
 - ・利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
 - ・行政の開催する評価会議又はサービス担当者会議において必要とする場合
 - ・その他サービス提供に必要な場合
 - ・上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合

